

**令和2年 第5回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和2年5月27日**

1 日 時 令和2年5月27日(水) 午後3時8分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 今村 正城 委員

5 議事録署名委員 6番 飯室 公太郎 委員、7番 矢崎 富藏 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時36分

【事務局長】 大変お待たせ致しました。それでは只今から第5回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

初めに小宮山副会長より開会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、内藤副会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（内藤副会長）】 (あいさつ)

本日の出席委員は18人ということで、定足数に達しておりますので直ちに会議を開きたいと思っております。

-----  
(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番飯室委員と7番矢崎委員を指名致しますのでよろしくお願ひします。

-----  
(日程第2  
会期の決定)

それでは、日程第2、会期の決定を行います。

【議長】 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】	異議がありませんので、本日1日と決定致します。
-----	
(日程第3議事) (報告第10号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号3番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>それでは資料1ページをお願いします。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。</p> <p>資料1ページの番号3番、地図は1ページをお願いします。</p> <p>●●番地、面積577㎡を、●●さんが宅地拡張のための届出が出ています。</p> <p>これは追認案件でございます。経過書の添付がございます。説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。</p> <p>この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略致します。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	質問がないようですので、本件の報告を終了致します。
-----	
(報告第11号)	
【議長】	<p>それでは次の議事に移ります。報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号15番及び17番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料2ページになります。農地法施行令第10条第1項の規定により</p>

農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分を致しましたので報告します。

番号15番、地図は2ページでございます。

●●番地、面積838㎡を、●●さんが、

下へ行きまして、●●番地他1筆で合計873㎡を●●さん、合計で1,711㎡を、●●さんに所有権移転により、宅地分譲8区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号17番、地図は3ページになります。

●●番地、面積49㎡を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、宅地拡張ための届出が出ています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第20号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

なお、番号8番と9番は関連がありますので、一括で審議致します。事務局に8番と9番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料3ページをお願いします。番号8番、地図は4ページになります。

●●番地、面積871㎡を、●●さんが、●●さんに、

下へ行きまして、番号9番、5ページになります。

●●番地、面積547㎡を、●●さんが、●●さんに交換移転により経営効率化のための許可申請が出ています。

経営面積は●●さんが4,452㎡、●●さんが5,585㎡で、以前から農

地を交換して耕作しておりましたが、今回、正式な手続きを踏みまして移転登記することになりました。

写真は8番は南側から、9番は東側から撮影したものです。  
説明は以上です

【議長】

ありがとうございました。

これは私の担当であります。先般5月の20日に会長、私、金丸推進委員さん、それから事務局と現地調査をしました。

今、事務局から説明がありましたとおりですけど、こちらの資料も見いただきますと分かるとおり、上の方の●●さんの持ち分が871㎡、●●さんが547㎡でかなり違うのですが、お二方とも承知した上で耕作しての交換ということで、私たちもその辺を確認したのですが、了解の上での交換だということで、承知しております。

次に金丸推進委員さんですが、推進委員さんお休みということで、私だけの説明で省略させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号8番及び9番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号10番をお願いします。地図は6ページになります。

●●番地、面積619㎡を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は8,592㎡、柿の作付けを予定しております。利用権の設定をしておりましたが、解約の上、3条による有償移転ということで許可申請が出されました。写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、15番小宮山委員様にお願い致します。

【小宮山（敏）委員】 15番小宮山です。  
過日、会長、副会長、内藤推進委員さんと現地調査を行いました。  
何ら問題はないと思います。●●さんが以前から借り受けて耕作をしていた所なので、それを今度、所有権移転ということで●●さんが実際の所有者となります。よろしくお願ひします。

【議長】 ありがとうございます。  
次に内藤推進委員様に意見を求めます。

【内藤推進委員】 推進委員の内藤です。  
今、農業委員さんの言うとおりに別問題はないと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号10番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、番号11番の説明を事務局に求めます。

【事務局】 はい、議長。  
番号11番をお願いします。地図は7ページになります。  
●●番地他1筆合計475㎡を、●●さんが、●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。  
●●さんの経営面積は4,295㎡、柿の作付けを予定しております。2

人につきましては姉と弟の関係になります。写真はそれぞれ西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 ありがとうございます。  
次に現地調査の報告を、15 番小宮山委員にお願い致します。

【小宮山（賢）委員】 16 番小宮山でございます。  
去る 20 日に会長、推進委員さん、事務局と現地調査を行いました。  
詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。現地もきれいに整備されておりまして、何ら問題はないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 ありがとうございます。  
次に雨宮推進委員様に意見を求めます。

【雨宮推進委員】 はい、雨宮です。  
小宮山委員の言うとおりの問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 11 番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

---

(議案第 21 号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。  
事務局に番号 23 番の説明を求めます。

- 【事務局】 はい、議長。  
4ページをお願い致します。番号23番、地図は8ページをお願い致します。
- 番地、面積376㎡を、●●さんが、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための許可申請が出ています。
- 用途区域内で集落接続があり、3種農地と判断することができます。建築面積は96.8㎡、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。2人は義兄弟にあたります。写真は南側から撮影をしたものです。
- 説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告を4番大木委員にお願いを致します。
- 【大木委員】 4番大木です。  
5月20日に事務局の方、会長、私、推進委員の石川様と現地確認をして参りました。
- 住宅地みたいな所で、昔は桑園だったのですが、●●の方が向こうから養蚕のために桑畑をやっていたと思いますが、40年くらい前から●●がでたり、住宅がでたり、事務局の説明がありましたが、兄さんの土地を妹さん（夫婦）が貸借で借りるのですが、お母さんの面倒を見るということで近くに住宅を建てるみたいです。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。
- 【議長】 ありがとうございました。  
次に石川推進委員に意見を求めます。
- 【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。  
今、大木農業委員の報告のとおり何ら問題はないと考えております。皆さんのご審議の程よろしく申し上げます。
- 【議長】 ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようですので、番号23番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 24 番をお願いします。地図は 9 ページをお願いします。

●●番地、面積 201 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により宅地分譲 1 区画にするための許可申請が出ています。

用途区域内で集落接続があり、3 種農地と判断することができます。給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告を 7 番矢崎委員にお願い致します。

【矢崎委員】 はい、7 番の矢崎です。

5 月の 20 日に会長、それから事務局の方々と現地を確認しましたが、周りが全部住宅になっていまして、特段問題はありませので、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。

矢崎委員と同じく問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願致します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 24 番につきまして許可相当とするこ

とに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 25 番の説明を事務局に求めます。

【事務局】 はい、議長。

それでは 25 番をお願いします。地図は 10 ページをお願いします。

●●番地、面積 535 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための許可申請が出ています。

用途区域内で集落接続があり、第3種農地と判断することができます。給水は南側の上水道本管、排水は隣接水路に接続予定です。写真は南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありました。次に現地調査の報告を 9 番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 はい、9 番齋藤です。

20 日に現地調査をしましたが、前も隣も住宅になっていますので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。

齋藤委員の報告のとおり何ら問題はないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【議長】 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声)

【議長】 よろしいでしょうか。番号 25 番につきまして許可相当とすることに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 26 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 26 番をお願いします。地図は 11 ページになります。

●●番地、面積 257 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により資材置場にするための許可申請が出ています。

10 アール未満の集団農地ということで、第 2 種農地と判断することができます。建物外構・植栽工事等に利用するための木材置場の計画でございます。雨水は自然浸透、写真は北側と北東側から撮影をしたものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告を 9 番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 はい、9 番齋藤です。

この件も 20 日に現地調査をしましたが、ご覧のとおり雑木林のようになっています。この状態よりは木材置場にした方がきれいになるのではないかと思います。何ら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 推進委員の坂本です。

齋藤委員の報告のとおり畑が荒れておりまして、資材置き場になれば、隣で耕作している人は助かるのではないかと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか

か。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 26 番につきまして許可相当とすることに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 22 号)

【議長】 それでは次の案件に移ります。

議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 30 番～36 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 5 ページをお願いします。番号 30 番、地図は 12 ページをお願いします。

●●番地、面積 643 m<sup>2</sup>を、●●さん他 1 名が、●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、梅の作付けを予定しています。

続きまして、番号 31 番、地図は 13 ページになります。

●●番地、面積 3582 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、梅・野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 32 番、地図は 14 ページをお願いします。

●●番地、面積 418 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,327 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、玉ねぎの作付けを予定しております。

続きまして、6 ページへ行きまして、番号 33 番、地図は 15 ページになります。

●●番地、面積 668 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに田を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 14,970 円で、野菜の作付けを予定していません。

続きまして、番号 34 番、地図は 16 ページをお願いします。

●●番地、面積 1,486 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 10,094 円で、ブルーベリーの作付けを予定しています。

続きまして、番号 35 番、地図は 17 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 2,508 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 9,968 円で、ブルーベリーの作付けを予定しています。

続きまして、7 ページをお願いします。番号 36 番、地図は 18 ページになります。

●●番地、他 4 筆合計 3,688 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに田及び畑を 4 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 10,846 円で、水稲・野菜の作付けを予定しています。

説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員様による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がございますか。

(なしの声)

質問がないようですので、番号 30 番～36 番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

【小宮山副会長】

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

(あいさつ)

以上をもちまして第5回の総会を閉会致します。  
ご苦勞様でした。

午後3時36分 閉会